



山本 前大臣と引継ぎを行う渡辺 新大臣

(8月28日)



「子ども見学デー・金融庁へGO!」での
ひとこま (あんびるえつこ先生の講話)
→[P11](#)に関連記事(8月22日、23日開催)

目次

【トピックス】

- オフサイト検査モニターの集計結果について…………… 2
- 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について…………… 4
- 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について…………… 6
- 平成19事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について(証券取引等監視委員会) 6
- 地域密着型金融(平成15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで)の進捗状況について…………… 7
- 金融持株会社に係る検査マニュアルの改訂について…………… 9
- 「子ども見学デー 金融庁へGO!」の開催について…………… 11

【法令解説】

- 信託法改正に伴う信託業法の改正の概要について…………… 12

【特集】

- 金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等に対する
パブリックコメントの結果等について【第1回】…………… 14
- 金融コングロマリット監督指針の一部改正の公表について…………… 21
- 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針について…………… 21

【金融ここが聞きたい!】…………… 25

【お知らせ】

- 「金融検査指摘事例集」等の公表について…………… 28
- 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会) 28
- 株券電子化について…………… 29
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 31

【7月の主な報道発表等】…………… 32

【トピックス】

オフサイト検査モニターの集計結果について

1. 概要

金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施し、今後の検査業務の参考としております。

検査モニターは、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイトモニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイトモニターの2方式を実施しております。

今般、平成 18 検査事務年度に実施した検査に関する、オフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、平成 19 年 7 月 31 日に公表いたしました。

2. アンケート要領

◇ アンケートは、以下の2種類について、「1（妥当）」「2（概ね妥当）」「3（あまり妥当でない）」及び「4（妥当ではない）」の4択方式で回答していただくものです。

＜アンケート式①＞：検査執行状況等に関する事項

＜アンケート式②＞：検査結果通知に関する事項

◇ 対象先、回収率

＜アンケート式①＞

対象先：240 先（18 年 7 月以降 19 年 5 月末までの間に立入検査を終了した先）

回収率：158 先（66%）

＜アンケート式②＞

対象先：179 先（18 年 7 月以降 19 年 5 月末までの間に検査結果を通知した先）

回収率：108 先（60%）

3. アンケート結果総括

アンケート結果は、全体として「1」及び「2」とする回答が、それぞれ 65%、29%寄せられています。

昨年公表時はそれぞれ 58%、35%であったことから、全体的には大きな変化はないものの、「1」とする回答に着目すると、7ポイントの上昇がみられます。

（注）「面談の希望」に関する項目は、以下取りまとめ結果から除外しております。

4. アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全 24 項目のうち 20 項目で、「1」と「2」を合わせた回答が 90%を超えています。

特に、昨年公表時に、「3」と「4」を合わせた回答の割合が高かった項目についてみると、例えば、「検査期間」や「内部監査を前提とした検査の実施」などの項目において、今回は「3」又は「4」とする回答の割合が減少しております¹。

一方で、「3」と「4」を合わせた回答が比較的多かった項目もいくつか認められております。そのうち、主なものについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての検討結果をご紹介します。

◇ 「検証にあたっの、双方向の議論」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「意見を述べても、検査官の一方的な主張で終わったと感じたケースが多かった」、「評価段階を付す際の議論については、各カテゴリー毎の『評価』に関する議論がやや不足して

¹ 「3」と「4」を合わせた回答状況（昨年公表時と今回の比較）

「検査期間」	昨年 9%、今回 1%
「内部監査を前提とした検査の実施」	昨年 7%、今回 1%

いた」など、昨年公表時と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、双方向の議論に努めるよう研修等の機会を通じて検査官に再度徹底することに加え、主任検査官には各検査官への指導を徹底し、きめ細かい管理を行うよう、今後も指導して参ります。

◇「検査マニュアルの機械的・画一的な運用」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「債務償還年数、債務超過解消年数に基づく債務者区分の判定において、機械的・画一的な判定が多かった」、「検査マニュアルにおける『合理的な』や『適切性』について、検査官と認識を異にするケースがあった」などの意見が見られます。

また、「マニュアル別冊に基づいた検証」の項目では、「1」とする回答が47%にとどまっており、付記された意見には、「代表者の資質や取引実績など、計数面で表現できない部分をもう少し理解してほしい」との要望もあります。

これらの意見に対しては、検査官には機械的・画一的な運用に陥らないよう、研修等の機会を通じて従来から周知徹底しているところですが、ご意見を踏まえ、さらに指導を徹底して参ります。

◇「資料の提出期限の配慮」 ～ 「3」と「4」4% ～

付記された意見には、「資料の提出期限にかなり無理があり、超過勤務を要する結果となった」、「終盤での（指摘事項）確認表のやりとりに、一部提出期限が短いものがあった」などの昨年と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、金融機関の対応能力や事務負担に配慮するよう、今後とも研修等の機会を通じて検査官に対する指導に努めて参ります。

◇「執務時間の考慮」 ～ 「3」と「4」4% ～

「3」と「4」を合わせた回答の割合は、昨年公表時（10%）から減少したものの、付記された意見をみると、「終了時間が遅くなる場合は、前もって知らせしてほしい」、「終了時間が22時を超えることがあったので、終了時刻を平準化してほしい」など、昨年公表時と同様の意見が散見されております。

これらの意見に対しては、金融機関の負担への配慮や、就業時間外のヒアリング等を行う場合には、金融機関側の理解を求めることが必要なことから、主任検査官による管理を十分行うよう再度徹底するほか、今後とも研修等の機会も通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

5. 自由記載欄（「金融検査評定制度」について）

「金融検査評定制度」に関して寄せられた意見をみると、「経営改善に向けての動機付けとして有用である」と評価する多くの意見がある一方で、『「軽微な弱点」』『自主的な改善』の基準が明確でない」、「『規模・特性』をどのように考慮するのか」といった懸念や疑問を呈する声も相当数に上っております。

これらの意見に対しては、金融機関の理解の一層の向上に資すること等を目的として19年3月に「金融検査評定制度に関するQ&A」を、19年7月に「金融検査指摘事例集」を公表したところです。これらを判断の参考材料として、検査現場において、より充実した双方向の議論を行うよう努めて参ります。

6. アンケート②結果（「検査結果通知書」について）

全体として、「1」と「2」を合わせた回答が99%に上っており、特に「1」とする回答が78%を占めております。

7. 「検査モニター」について

◇ オンサイトモニターの実施については、「全件実施すべきである」との意見が61%で、「希望により実施すべき」とする意見の約2倍に達しております。

◇ オフサイト検査モニターについては、評定制度に関する項目を拡充するほか、改訂検査マニュアル及びバーゼルⅡに関する検査に対する自由記載欄を追加しました。

また、「検証にあたっての双方向の議論」や「検査官の態度」など検査の執行状況に関する項目について、金融機関の率直な意見が一層反映するように、選択肢の記載振りを工夫のうえ、見直しました。

◇ 検査モニター等において寄せられた種々のご意見も踏まえ、一層適正な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも、検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「オフサイト検査モニターの集計結果の公表について」](#)（平成 19 年 7 月 31 日）にアクセスしてください。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の 受付状況等に関する公表について (期間：平成 19 年 4 月 1 日～6 月 30 日)

概要

[金融サービス利用者相談室](#)に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成 19 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- ① 平成 19 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、12,130 件の相談等（詳細については、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について（平成 19 年 7 月 31 日）別紙 1](#) をご参照ください。）が寄せられています。一日当たりの受付件数は平均 196 件となっており、19 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間の実績（200 件）とほぼ同水準となっています。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが 2,796 件(23%)、保険商品等に関するものが 4,641 件（38%）、投資商品等に関するものが 2,568 件（21%）、貸金等に関するものが 1,906 件（16%）、金融行政一般・その他が 219 件（2%）となっています。
- ③ 分野別の特徴等としては、
 - イ 預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預入れ時の態勢についての相談等が、その他業務では、為替、両替についての相談等が寄せられています。
 - ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ハ 投資商品等については、証券会社に関するもの、企業内容等の開示に関するもの、未公開株に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ニ 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不適正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。
- ④ なお、受け付けた相談等の中には、**検査・監督上参考となる情報（注）**も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

（注）検査・監督上参考となる情報の例

- イ 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの
- ロ 預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの

- ハ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- ニ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
- ホ 損害保険会社の不払い等（付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品に係る保険金の不払い、火災保険の保険料過徴収）に関するもの
- ヘ 保険募集人等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関するもの
- ト 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の開示等）に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ62口座の情報提供を行っています。

さらに、平成19年1月1日から3月31日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

イ 監督において行った189金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

ロ 金融庁が着手した16金融機関等の検査に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

- ⑤ 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しております。今回、新たに追加する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談等は、以下のとおりです。

□預金・融資等

○[本人確認法](#)に関する相談等

- ・ 10万円超の現金での振込みを行う場合には、本人確認が必要と言われましたが本当ですか。

□保険商品等

○保険内容の顧客説明に関する相談等

- ・ 生命保険の契約時に、保険会社から意向確認書面への署名、捺印を求められました。契約に必要な書面ですか。
- ・ 今日の心臓手術等においては、開胸式よりもカテーテル術式が主流であるにもかかわらず、カテーテル手術を支払対象外としている保険約款は問題ではないですか。

□投資商品等

○[株券の電子化](#)に関する相談等

- ・ タンス株を保有しています。株券が電子化されたら、証券会社に預け入れていない株券は無効になってしまうと聞きました。

□貸金等

(a) 強引な取立てに関する相談等

- ・ 勤務先に督促の電話が頻繁にかかってきます。自宅にも夜遅く督促の電話があり精神的に参っています。

(b) 取引履歴の開示に関する相談等

- ・ 貸金業者が取引履歴の開示に応じてくれません。

(c) 返済条件の変更に関する相談等

- ・ 返済額を一方的に引き上げる旨のはがきが来ましたが応じなければなりませんか。

- その他、当庁のホームページ（[「一般のみなさんへ」](#)）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について](#)（平成19年7月31日）」にアクセスしてください。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成 15 年 9 月 12 日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドライン（現監督指針）を改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成 15 年 9 月以降、本年 6 月 30 日までに、金融庁及び全国の財務局等において、14,916 件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、本年 6 月 30 日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、7,715 件の利用停止、5,985 件の強制解約等を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」（平成 19 年 7 月 31 日）」にアクセスしてください。

平成 19 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について

証券取引等監視委員会では、先般（7 月 27 日）、「平成 19 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を公表し、平成 19 事務年度における証券検査の実施方針及び実施予定数を明らかにしました。証券検査基本方針及び検査基本計画の概要は以下のとおりです。

証券取引等監視委員会は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するという基本的な使命に則り、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標としています。

こうした中、検査の実施に際しては、以下の基本方針に基づき、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行うと同時に、検査対象先の内部統制など自主的な取組みが適切に機能するよう促す観点から、また、検査対象先が顧客や市場に対し誠実に対応することを促す観点から、検査対象先の問題の本質を見極める効果的・効率的な検査の実施に努めることとしています。

さらに、その結果に基づき、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議を含めた適正な対応を図っていくこととしています。

1. 効率的な検査のための事務運営上の重点事項

検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点など各種情報・資料を総合的に勘案し、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、必要に応じ、特定の情報や横断的なテーマに基づく特別検査を実施します。

また、財務局監視官部門と相互の連携を図り、また、金融庁検査局と、金融コングロマリットを構成するグループの同時検査を実施するとともに、自主規制機関、監督部局、外国証券規制当局と、定期的もしくは随時に情報交換を行います。

なお、金融商品取引法施行までに、「証券検査に関する基本指針」や、「証券検査マニュアル」を改訂します。

2. 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項

複数の情報・資料の関連性を総合的に分析し、深度ある検査を実施します。特に、新たな検査対象先など金融商品取引に関する規制になじみの薄い業者においては、その組織風土に着目した検証を行います。

す。

また、公正な価格形成を阻害するおそれのある行為等だけでなく検査対象先の売買管理態勢等踏み込んだ検証を行います。さらに、内部統制のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、内部統制の有効性についても深度ある検証を行います。

なお、投資運用業者等に対し、顧客のための忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況について引き続き重点的に検証します。

本事務年度の証券検査基本計画では、第1種金融商品取引業者等 135 社(うち財務局等が行うもの 115 社)、投資運用業者、投資助言・代理業者 60 社(うち財務局等が行うもの 30 社)に検査を実施することを予定しており、さらに、自主規制機関、新たな検査対象先である第2種金融商品取引業者等に必要に応じて検査を実施する予定です。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会ホームページの「報道発表関係」から[「平成 19 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」\(平成 19 年 7 月 27 日\)](#)にアクセスしてください。

地域密着型金融(平成 15～18 年度 第2次アクションプログラム 終了時まで)の進捗状況について

平成 15 年 3 月に公表された[「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム\(第1次AP\)」](#)、及び平成 17 年 3 月に公表された[「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム\(第2次AP\)」](#)では、各地域金融機関は、それぞれの「地域密着型金融推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づく施策の進捗状況について、半年毎に公表することとされています。

各金融機関が、平成 18 年度(18 年 4 月～19 年 3 月)における推進計画の進捗状況を公表し、また、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会がその取りまとめの公表を行ったことから、金融庁においても、本年 7 月 12 日、平成 15～18 年度のアクションプログラムに基づく金融機関の取組み実績について取りまとめ、[公表](#)しました。概要は以下のとおりです。

(参考) 対象金融機関数 566 金融機関(19 年 3 月末現在)

〔 地方銀行 65 行(埼玉りそな銀行を含む)、第二地方銀行 46 行
信用金庫 287 金庫、信用組合 168 組合 〕

1. 地域金融機関の取組み実績

各金融機関の取組み実績や成果について、各金融機関の公表や業界団体の取りまとめをもとに主な傾向をまとめれば、以下のとおりです。

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

創業・新事業支援のための融資は、政府系金融機関等との協調融資は伸び悩んだものの、自前の創業等支援融資商品による融資が順調に増加するなど、着実に進捗しています。また、少額ながらも、新連携事業等、産学や多業種間で連携した新たな取組みも実績が増加しています。

(参考)

・創業等支援融資商品による融資

15年度 1,948件 179億円 ⇒ 16年度 2,817件 250億円 ⇒ 17年度 5,449件 603億円
⇒ **18年度 6,983件 742億円**

・政府系金融機関等との協調融資

15年度 346件 374億円 ⇒ 16年度 702件 684億円 ⇒ 17年度 809件 987億円
⇒ **18年度 743件 803億円**

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

取引先企業に対するコンサルティング・情報提供機能の強化のため、商談会の開催等ビジネスマッチングの取組みが積極的に行われており、その成約件数は大幅に増加しています。また、社債発

行支援、M&A支援、株式公開支援とも着実に実績が上がっています。

要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みについては、各金融機関において引き続き多様な経営改善支援の取組みが実施されており、17～18年度（第2次AP）に経営改善支援を行った債務者（正常先を除く。）の22.1%（約15,573先）の業況が改善し、債務者区分がランクアップしています。このランクアップ率については、各金融機関の経営改善の取組みが既に一巡し、困難な事案が多いこともあり、15～16年度（第1次AP）の実績率と比べて微減となっています。

（参考）

・経営改善支援取組み先（正常先を除く）のランクアップ率

15～16年度（第1次AP） 24.5% ⇒ **17～18年度（第2次AP） 22.1%**

・ビジネスマッチングの成約案件

15年度 6,228件 ⇒ 16年度 10,428件 ⇒ 17年度 15,954件
⇒ **18年度 24,000件**

（3）事業再生に向けた積極的取組み

事業再生に向けた取組みについては、全般的な傾向として、大口先からより規模の小さい先やより再生が困難な先へ対象が広がる中、中小企業再生支援協議会の活用件数は堅調に推移しています。そのような中、特に整理回収機構を活用した支援が伸びており、また、再生手法としては、DES（債務の株式化）やDIPファイナンス（法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給）が引き続き活用されています。

（参考）

・中小企業再生支援協議会の再生計画策定先

15年度 201件 2,305億円 ⇒ 16年度 302件 3,422億円 ⇒ 17年度 380件 3,572億円
⇒ **18年度 391件 2,803億円**

・整理回収機構の支援決定先

15年度 3件 608億円 ⇒ 16年度 10件 631億円 ⇒ 17年度 22件 942億円
⇒ **18年度 38件 1,176億円**

・企業再生ファンドへの出資

15年度 109億円 ⇒ 16年度 168億円 ⇒ 17年度 169億円
⇒ **18年度 162億円**

・DES（債務の株式化）

15年度 29件 175億円 ⇒ 16年度 33件 261億円 ⇒ 17年度 24件 191億円
⇒ **18年度 34件 256億円**

・DDS（債務の資本的劣後ローン化）

15年度 7件 56億円 ⇒ 16年度 57件 281億円 ⇒ 17年度 64件 257億円
⇒ **18年度 51件 166億円**

・DIPファイナンス（法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給）

15年度 152件 566億円 ⇒ 16年度 188件 192億円 ⇒ 17年度 136件 160億円
⇒ **18年度 563件 197億円**

（4）担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

財務制限条項を活用した融資商品やシンジケートローン組成の金額が増加しています。また、動産・債権譲渡担保融資については、幅広く普及しつつある中、少額ながらも動産担保融資の実績件数が急増しています。

（参考）

・財務制限条項を活用した商品による融資

15年度 2,131件 339億円 ⇒ 16年度 3,632件 954億円 ⇒ 17年度 5,486件 2,031億円
⇒ **18年度 4,592件 2,385億円**

・シンジケートローンの組成

15年度 219件 2,993億円 ⇒ 16年度 420件 4,792億円 ⇒ 17年度 567件 5,245億円
⇒ **18年度 635件 6,700億円**

・動産・債権譲渡担保融資

15年度 10,098件 1,102億円 ⇒ 16年度 19,000件 1,737億円 ⇒ 17年度 23,585件 1,998億円
⇒ **18年度 18,260件 2,029億円**

2. 地域金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、2次のアクションプログラムの4年間に、件数・金額を見ると、総じて着実に実績が上がっていると言えます。

しかしながら、利用者からは、事業再生への取組み、担保・保証に過度に依存しない融資、地域貢献等が不十分であるとの指摘があります。

本年4月5日に、[金融審議会金融分科会第二部会](#)においてとりまとめられた報告書「[地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について](#)」においては、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化」、「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」、「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」の3項目について、各金融機関に引き続き取組みを求めており、その際「地域の利用者ニーズを的確に把握し、経営戦略へのフィードバックに繋げる」ことも必要としているところです。

これらを踏まえた、各地域金融機関の一層の取組みを期待するとともに、当局としても必要なフォローアップを行ってまいります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「地域密着型金融（平成15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況について」（平成19年7月12日）](#)にアクセスしてください。

金融持株会社に係る検査マニュアルの改訂について

1. はじめに

金融庁は、平成19年7月9日、「金融持株会社に係る検査マニュアル」を改訂し、[検査局長通達として発出しました（平成19年7月9日金検第272号）](#)。

以下、本コーナーにおいては、改訂金融持株会社に係る検査マニュアルの概要等について説明します。

2. 金融持株会社に係る検査マニュアル改訂の経緯

[「金融持株会社に係る検査マニュアル」](#)（平成15年7月策定）は検査官が金融持株会社を検査する際の手引書として用いられているもので、その内容は「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という）、「保険検査マニュアル」及び「証券検査マニュアル」をそれぞれ参考とし、その構成を基に、各業態の持株会社に係るチェック項目が記述されています。しかし、平成18年6月の[「保険検査マニュアル」](#)の全面改訂に加え、平成19年2月には[「金融検査マニュアル」](#)の全面改訂を行ったことから、これらをベースに策定された「金融持株会社に係る検査マニュアル」の各チェックリストの改訂が必要となったため、「銀行持株会社に係るチェックリスト」及び「保険持株会社に係るチェックリスト」を中心に改訂を行いました。改訂に際しては、平成19年6月5日に[改訂案](#)をパブリックコメントに付した上で、平成19年7月9日に「改訂金融持株会社に係る検査マニュアル」を[公表](#)しました。

なお、本マニュアルは、平成19検査事務年度（平成19年7月以降）に実施する検査から適用することとしています。

（注）「証券持株会社に係るチェックリスト」については、改訂当時、金融商品取引法の施行に向け、証券取引等監視委員会事務局において「金融商品取引業者等検査マニュアル」を策定中であったことを踏まえ、改訂を行っていません。

3. 改訂金融持株会社に係る検査マニュアルの構成

金融持株会社の検査に係る「基本的考え方」に加え、金融持株会社の検証項目の主要なものとして「グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト」、「グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び「グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」

で構成されています。

4. 各チェックリストの概要

① グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト

子会社である金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するため、

- ア. グループの経営方針等の策定、
- イ. グループ内会社管理態勢の整備・確立、
- ウ. モニタリング及び見直し、
- エ. グループ内取引管理

といったグループ体制において特に留意すべき個別の問題への対応の適切性等の観点から、金融持株会社の経営管理（ガバナンス）が有効に機能しているかを確認することとしています。

② グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト

- ア. グループの自己資本充実に関する施策の実施、
- イ. グループの自己資本充実度の評価、
- ウ. 連結自己資本比率の算定（銀行持株会社のみ）

が適切に行われているか等の観点から、金融持株会社の自己資本管理態勢が有効に機能しているかを確認することとしています。

③ グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

グループ内会社が抱える各種リスクを統括し、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを統合的に捉え、グループの経営体力（自己資本）との比較・対照が適切に行われているか等の観点から、金融持株会社の統合的リスク管理態勢が有効に機能しているかを確認することとしています。

（注）各管理態勢の検証に当たっては、それぞれの金融持株会社の役割・責任に応じて、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の他、適宜「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」の該当部分を用いて検証を行います。

5. 終わりに

本マニュアルは、金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本マニュアルに記載されているチェックリストの内容の全てを各々の金融持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではありません。金融持株会社においては、自己責任原則のもと、本マニュアルを踏まえ、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた対応がなされることが期待されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から、[「金融持株会社に係る検査マニュアル」の改訂（案）に対するパブリック・コメントの結果等について」（平成19年7月9日）](#)にアクセスしてください。

「子ども見学デー 金融庁へGO！」の開催について

去る8月22日(水)と23日(木)の2日間、金融庁において「[子ども見学デー 金融庁へGO！](#)」が開催されました。

「子ども見学デー」とは、主催の文部科学省をはじめとした府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、あわせて府省庁等の施策に対する理解の増進を図ることを目的としており、今年は霞が関界隈の省庁をはじめ、計28省庁が参加しました。

金融庁については、平成16年度からこの見学デーに参加しており、この機会に暮らしの中の金融の動きや金融庁の仕事について理解を深めてもらうことを目的として開催しております。

今年の見学デーについては、昨年と同様に往復はがきと今回からFAXにて参加者募集を実施しました。その結果、全国各地から昨年以上の応募があり、広報室での抽選の結果、22日当日は、18名の子ども達と13名の保護者・引率者、23日は24名の子ども達と19名の保護者・引率者にご参加いただきました。

両日とも朝10時に集合いただき、まず、オリエンテーションを行い、引き続き、「金融ってなあ〜に？(カレー作りゲームを通じて)」と題しまして、「子供のお金教育を考える会」代表・あんびるえつこ先生からお話をいただきました。スクリーンに映像を映しながら、カレーを作るにあたって、限られたお金で必要な材料を購入するといった事例を用いて、金銭感覚を養うと同時に、経済の基礎知識を学び、後半はクイズ形式で消費税やお金の流れについて勉強しました。

続いて、三好広報室長から「金融庁ってこんなところ」と題しまして、金融庁の組織や仕事内容を説明しました。

引き続き、「大臣室をのぞいてみよう」と題し、金融担当大臣室を子供、保護者・引率者の皆さんで訪問しました。両日とも、山本金融担当大臣(当時)に時間をとっていただき、子供達の質問に対して、お答えいただいたり、最後に山本金融担当大臣(当時)を囲んで記念撮影を行うなど、子供達や保護者・引率者からも大変好評でありました。

子供達及び保護者・引率者に記入いただいたアンケート結果からは、「とてもおもしろかった、とてもよくわかった」との感想が多く寄せられました。特に、あんびるえつこ先生のお話や山本金融担当大臣(当時)との質問コーナーや写真撮影に人気が集まりました。

今回いただいた様々な参加者の声は、次回の子ども見学デーに活かしていくことはもちろんのこと、今後も子ども達に金融の動きや金融庁の仕事について興味を持ってもらい、理解を深めてもらえるように金融庁としても努力していきたいと思っております。



山本金融大臣(当時)とお話する子供達 (22日)



あんびるえつこ先生のお話の模様 (22日)

【法令解説】

信託法改正に伴う信託業法の改正の概要について

平成 18 年 12 月 8 日、第 165 回国会において「信託法」（平成 18 年法律第 108 号）及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年法律第 109 号）（以下「整備法」といいます。）が可決・成立し、同月 15 日に公布されました。信託業法についても、信託法の改正内容に伴うものを措置するとの位置付けから、信託法改正によって必要となる種々の法律改正を一括して行う法務省提出の整備法の中において改正が行われました。

これに伴い、金融庁では、「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（案）」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」を平成 19 年 4 月 4 日に[パブリックコメント](#)に付し、平成 19 年 7 月 13 日付でその結果について[公表](#)しました。本件政府令は同日公布されています。

施行日は、法律、政府令とも、信託法（平成 18 年第法律 108 号）の施行日である平成 19 年 9 月 30 日となっています。

以下では、信託法改正に伴う信託業法及び同政府令の改正の概要についてご紹介します。

1. 基本的な考え方

信託法の改正に伴い、信託業法の改正についても、平成 17 年 11 月 16 日から金融審議会金融分科会第二部会と信託ワーキンググループの合同会合において検討が行われ、平成 18 年 1 月 26 日に、「[信託法改正に伴う信託業法の見直しについて](#)」が取りまとめられました。この中で、信託法改正に伴う信託業法の改正については、基本的な考え方として、

- ① 原則として、委託者・受益者保護の必要性及び規制のあり方については、改正前の信託業法の枠組みを維持する
- ② 新しい信託類型については適切な参入要件を設けつつ、信託会社と同様の受託者義務を負わせることによって受益者保護を図る
- ③ 受託者義務については受益者保護の要請を勘案しつつ、実務上不都合が生じている部分について措置する

旨が示され、この内容を踏まえて、信託業法の改正作業は進められました。

2. 受託者の管理運用上の義務

新しい信託法では、受託者の善管注意義務、忠実義務等が任意規定化され、当事者間の契約により軽減等が可能となっていますが、信託業法では、信託会社については、現行どおり善管注意義務、忠実義務を強行規定として課すこととしています。これは、信託会社と顧客の間の情報力等の格差から、善管注意義務の水準を当事者間の契約に委ねると、信託会社に過度に有利な契約となり、顧客保護が確保されない可能性があり、また、受託者の権限濫用や利益相反行為を防止し、当該義務の履行を確実に担保する必要があると考えられるためです。

なお、自己取引等の利益相反行為の禁止については、禁止が解除される要件の明確化を図るため、受益者の保護に支障がないと考えられる場合を信託業法施行規則に定め、許容される取引類型を明確化しました。また、取引が制限される利害関係人の範囲についても、銀行法上の特定関係者の範囲を参考に見直しました。

そして、信託業務の第三者への委託について、新しい信託法は、原則として、受託者は善管注意義務に基づいて委託でき、信託行為の定めがない場合でも委託できると整理していますが、信託業法は、信託行為の定めがなければ原則として信託業務を委託することはできず、委託先に信託会社と同様の善管注意義務・忠実義務等の義務を課すこととして、現行どおりの枠組みを維持することとしています。

ただし、①信託財産の保存行為に係る業務、②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務、③信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為等信託業法施行規則に定めた一定の行為については、受益者保護の観点から問題のない範囲で信託行為に定めがない場合でも委託が可能とされました。また、委託先が信託会社と同様の機能を果たしているとまでは

考えられない場合には委託先に義務を課す必要はないと考えられますので、その場合は、委託先に義務が課せられる範囲も限定することとされました。

3. 新しい信託類型に対する信託業法の規制

新しい信託法では、受益証券発行信託、信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託（自己信託）、受益者の定めのない信託（目的信託）、限定責任信託の4類型が創設されました。

このうち、受益証券発行信託、限定責任信託、目的信託については、通常的信託における受託者に対する従前の参入規制、行為規制を原則としつつ、信託類型に応じて必要となる説明義務等を加重しました。たとえば、目的信託は受益者の定めのない信託ですから受益者保護を考慮する必要がありません。受託者は委託者に対して説明義務・書面交付義務等を負うとされています。また、限定責任信託には通常的信託と異なり財産分配規制がありますので、限定責任信託の受託者は、通常の説明義務に加えて財産分配規制について委託者への説明義務を負うとされています。

他方、自己信託については、信託業とは別の規律に服するものとして新たな規律が設けられました。自己信託を営業として行ったとしても、信託業に該当することはありませんが、多数の者を相手方として自己信託を行う場合には、改正信託業法第50条の2第1項の登録を取得する必要があります。どのような場合が多数の者を相手方として自己信託を行う場合に該当するかについては信託業法施行令に具体的に定められており、多数の者は50名以上とされています。

そして、自己信託を行う者の受託者としての管理運用上の義務は、通常的信託会社の場合と基本的には同じですが、自己信託の登録の要件は、共通点も多いものの信託会社の免許・登録の要件とは異なります。例えば、自己信託の登録に必要な最低資本金は3,000万円とされており、株式会社でなくとも会社法上の会社であれば登録可能です。また、專業制はとられておらず、代わりに経常損益、純資産額などを基準に他業の健全性が客観的に担保されていることが必要とされています。さらに、自己信託の場合の追加的義務として、実体のない財産や過大評価された財産を引当てとする受益権が多数の投資家に販売されることを防止するため、信託設定される財産の状況等について弁護士、公認会計士等の第三者の調査を受ける必要があることが法令上の義務として定められています。兼業規制の具体的な内容や、第三者の調査の具体的調査事項については信託業法施行規則に定められています。

なお、自己信託については、信託法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は適用しないとされており、それまでは、信託業法における自己信託に関する規定も適用されません。

3. 信託業の適用除外

信託業とは、「信託の引受けを行う営業をいう」と定義されていますが、単に信託契約を締結する場合以外にも、他の契約に付随して金銭の預託等を行う場合に、時に当事者間でも予期せぬ形で信託が成立していることがあります。このような場合にまで、信託業法を適用するのは妥当でないことから、①弁護士等が弁護士業務に必要な費用に充てる目的で金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における受任者が委任事務に必要な費用に充てる目的で金銭の預託を受ける行為、②請負人がその仕事に必要な費用に充てる目的で金銭の預託を受ける行為が、信託業法施行令において信託業の適用除外となる行為として定められました。

なお、信託業法の適用除外とされているのは、他の契約を締結することにより、当事者間でも予期せぬ形で信託の成立が認められるような類型だけです。信託契約を締結する行為そのものが適用除外とされているわけではないことに注意が必要です。

自己信託についても、サービスが債権回収した金銭等を自己信託する場合等受益者保護のため支障を生ずることがないと認められる一定の場合が自己信託の登録の適用除外として信託業法施行令・施行規則に定められました。

以上、信託法改正に伴う信託業法及び同政府令の改正の概要について簡単にご紹介しましたが、この他にも信託法の改正に伴い所要の規定の整備が行われています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（案）」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果について](#)」（平成19年7月13日）にアクセスしてください。

【特 集】

[金融商品取引法制](#)の完全実施を図るための政令案・内閣府令案等について、本年4月14日～5月21日（38日間）にパブリックコメントを[募集](#)し、その後、309の団体・個人から寄せられた延べ約4,000項目程度のコメントをふまえ、原案について所要の変更を行うとともに、コメント全体を合計約3,500項目に整理し、各項目について考え方を取りまとめ、7月31日に「証券取引法等の一部を改正する法律および証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が閣議決定され、同日に整備政令および関係内閣府令等を公表するとともに、提出されたコメントの概要およびそれに対する考え方を[公表](#)しました。

今回の【特集】では、パブリックコメントをふまえて行った政令・内閣府令等のおもな変更点について、2回にわたり解説します。

また、改正にあわせて、各種監督指針の改正も行っており、その内容についても解説します。

「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」 に対するパブリックコメントの結果等について【第1回】

1. はじめに

平成19年7月31日に、**金融商品取引法制**¹の完全な実施を図るための政令である「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（以下「整備政令」）が閣議決定されました。金融庁はこれに併せて、同日、金融商品取引法制の実施を図るための内閣府令等を公表しました²。

※ 今回の整備政令および内閣府令等の施行日については、平成19年7月31日に別途「証券取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定され、平成19年9月30日を施行期日とすることとしております。

2. 対象商品・取引の拡大

（1）概観

金商法では、金融商品・取引に関する包括的法制を構築する観点から、集団投資スキーム（ファンド）持分の包括的定義の新設（**同法2条2項5号・6号**）、デリバティブ取引の幅広い定義の新設（**同条20項～25項**）、信託受益権一般の対象化（**同条2項1号・2号**）や包括的な政令指定規定の整備（**同項7号**）等が行われております。

（2）集団投資スキームからの除外

政令・内閣府令では、まず、集団投資スキーム持分の包括的定義から除外するものを定めております。

第1に、出資者全員が出資対象事業に関与する場合は除外されております（**金商法2条2項5号イ、金商法施行令1条の3の2**）。

具体的には、以下のいずれにも該当する場合とされている。なお、当該要件への該当性の判断に当たっては、単に形式的に組合契約等に定めを置くのみでは足りず、実質的に満たされるべきである点に、留意が必要と考えられます。

① 出資対象事業に係る業務執行が全出資者の同意を得て行われるものであること（全出資者の同意を要しない旨の合意がされている場合には、業務執行の決定について全出資者が同意をするか否か

¹ 平成18年6月7日に第164回国会において、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）および「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）が可決成立し、同年6月14日に公布されました。

² 本稿では、以下の略称を用います。「金融商品取引法制」は「金商法制」、「金融商品取引法」は「金商法」、「金融商品の販売等に関する法律」は「金販法」、「金融商品取引法施行令」は「金商法施行令」、「金融商品の販売等に関する法律施行令」は「金販法施行令」、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」は「定義府令」、「金融商品取引業等に関する内閣府令」は「金商業等府令」、「金融商品取引業協会等に関する内閣府令」は「協会等府令」、「金融商品取引所等に関する内閣府令」は「取引所等府令」。

の意思表示をしてその執行が行われるものであることを含む。)

- ② 全出資者が、出資対象事業に常時従事すること、または特に専門的な能力であって出資対象事業の継続の上で欠くことができないものを發揮して出資対象事業に従事すること。

第2に、他の法律に基づく規制を受けていること等により、当該権利を有価証券とみなさなくても公益・出資者保護に支障を生ずることがないと認められるものとして、①保険・共済契約に係る権利、②有限責任中間法人を除く各種法人への出資等に係る権利、③分収林契約に基づく権利、④公認会計士・弁護士（外国法事務弁護士）・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・税理士・不動産鑑定士・社会保険労務士・弁理士のみを当事者としてもつばら当該業務を出資対象事業とする組合契約等に基づく権利、⑤従業員持株会・拡大従業員持株会・取引先持株会に基づく権利を除外しております（**金商法施行令1条の3の3、定義府令6条・7条**）。

（3）デリバティブ取引における追加と除外

デリバティブ取引については、参照指標である「金融指標」への追加により、地震デリバティブ取引等の地象・地動等の観測成果数値を参照指標とするデリバティブ取引、GDPデリバティブ取引、統計法の指定統計調査・届出統計調査等に係る統計を参照指標とするデリバティブ取引を追加しております（**金商法2条25項3号、金商法施行令1条の18**）。

また、クレジット・デリバティブ取引の支払事由（クレジット・イベント）を追加しております（**金商法2条21項5号・22項6号、金商法施行令1条の13・1条の14、定義府令20条・21条**）。

一方、店頭デリバティブ取引から、預貯金等に組み込まれた通貨オプション取引、保険・共済契約、債務保証契約や貸付けの損害担保契約を除外しております（**金商法2条22項、金商法施行令1条の15**）。

（4）学校債の追加

政令・内閣府令では、「一項有価証券」として、学校証券・証書を追加しております（**金商法2条1項21号、金商法施行令1条2号、定義府令4条**）。また、「二項有価証券」として、学校債（学校法人等に対する貸付けに係る債権）のうち、一定のものを追加しております（**金商法2条2項7号、金商法施行令1条の3の4、定義府令8条**）。

対象商品・取引の拡大

証券取引法の対象 商品・取引		金融商品取引法の対象 商品・取引	＜集団投資スキーム持分とは＞ 組合契約・匿名組合契約その他いかなる形式によるかを問わず、 ① 他者から金銭などの出資・拠出を受け、 ② その財産を用いて事業・投資を行い、 ③ 当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配するような仕組みに関する権利。
・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・有価証券デリバティブ取引 など	⇒	・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・信託受益権全般 ・集団投資スキーム持分(包括的定義) ・デリバティブ取引（幅広い定義） など	

政令・内閣府令等のポイント

- **集団投資スキームの包括的定義**
 - ▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。
(例) ・ 全員関与のもの
・ 保険・共済
・ 各種法人への出資など（有限責任中間法人を除く。）
・ 法律事務所などへの出資
- **「デリバティブ取引」の範囲**
 - ▽ 各種統計（例えばGDPなど）に基づくデリバティブ取引などを対象として追加。
 - ▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。
(例) ・ 保険・共済
・ 債務保証
- **いわゆる「学校債」**（学校法人に対する貸付債権）
 - ▽ 対象として追加。
① 証券・証書化したもの
② 同一条件・利子付き、かつ、在校生の父母など以外の者が取得するもの

3. 金融商品取引業

(1) 金融商品取引業からの除外に係る考え方

金商法では、現行の縦割り業法を見直して業の概念を「金融商品取引業」に統合し、参入規制を原則として登録制に統一しております。ある業務が「金融商品取引業」の定義（**金商法2条8項**）に該当する場合には、原則として登録業者である「金融商品取引業者等」（**同法34条**）でなければ当該業務を行うことができないこととなります（**同法29条、33条の2**）。特に、「第一種金融商品取引業」（**同法28条1項**）に該当する場合には、相対的に厳格な登録拒否要件が定められております（**同法29条の4第1項5号・6号**）。

政令・内閣府令においては、形式的には「金融商品取引業」の定義に該当するものの、実質的には投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる行為（特に、第一種金融商品取引業に該当する行為）について、「金融商品取引業」の定義から除外しております（**同法2条8項柱書、金商法施行令1条の8の3、定義府令15条・16条**）。

具体的には、以下の行為が金融商品取引業から除外されております。

- ① 国・地方公共団体・日本銀行・外国政府等の行為（**金商法施行令1条の8の3第1項1号**）。
- ② 金融商品取引業者等、適格機関投資家や資本金10億円以上の株式会社等のプロ顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引等（有価証券関連店頭デリバティブ取引等を除く）（**金商法施行令1条の8の3第1項2号、定義府令15条**）。
- ③ 商品ファンドスキームにおける一の法人への全部出資に係る投資運用行為（**金商法施行令1条の8の3第1項3号**）。
- ④ 勧誘をすることなく金融商品取引業者等の代理・媒介により行う信託受益権の販売（業務委託契約書等において勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る）。（**金商法施行令1条の8の3第1項4号、定義府令16条1項1号**）。
- ⑤ 投資運用行登録業者がグループ外国投資運用業者（「関係外国運用業者」）の委託を受けて行う取引所取引の委託の媒介・取次ぎ・代理（**定義府令16条1項2号・2項**）。
- ⑥ 物品の売買等を業とする者がその取引に付随して事業者の為替リスクをヘッジする目的で当該事業者を相手方として行う店頭通貨デリバティブ取引（先渡取引・オプション取引）（**定義府令16条1項3号**）。
- ⑦ 内部統制報告書の提出義務を負う上場会社等がその子会社の為替リスクをヘッジする目的で子会社を相手方としてまたは子会社のために行う店頭通貨デリバティブ取引（先渡取引・オプション取引）またはその媒介・取次ぎ・代理（**定義府令16条1項4号**）。
- ⑧ 金融商品取引業者（資本金等5,000万円以上の第二種金融商品取引業を行う法人に限る）がリース事業を行う完全子会社（株式会社）から匿名組合契約に基づく権利を引き受ける行為（**定義府令16条1項5号**）。
- ⑨ 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う法人に限る）がいわゆる不動産私募ファンド（いわゆる親ファンドに相当）に取得させることを目的として、引き受ける行為（**定義府令16条1項6号**）。
- ⑩ 運用型信託会社等が自ら受託した信託に係る信託受益権の募集・私募に際して当該信託受益権を引き受ける行為（**定義府令16条1項7号**）。
- ⑪ グループ外国会社（「関係外国金融商品取引業者」）のために行う投資一任契約に係る行為（いわゆるオフショア・ブッキング）（**定義府令16条1項8号・3項**）。
- ⑫ 商品投資顧問業者等が商品投資に付随して為替リスクをヘッジする目的で行う「通貨デリバティブ取引」への投資運用を行う投資一任契約に係る行為（**定義府令16条1項9号・4項**）。
- ⑬ 集団投資スキームのうち投資一任契約により運用権限の全部を投資運用行登録業者に委託して所要の届出等をしている場合における自己運用行為（**定義府令16条1項10号**）。
- ⑭ 集団投資スキームのうち、いわゆる二層構造不動産ファンド（子ファンド）で親ファンド運営者（匿名組合営業者であって投資運用業登録業者、特例業務届出者または改正法附則48条1項の特例投資運用業務を行う者が所要の届出等をしている場合における自己運用行為（**定義府令16条1項11号**）。
- ⑮ 競走用場ファンドスキームにおける自己運用行為（**定義府令16条1項12号**）。
- ⑯ 外国集団投資スキームのうち、出資者（直接出資者、間接出資者）が合計10名未満の適格機関投資家および特例業務届出者に限られ、かつこれらの者の出資額が当該外国集団スキームの

総出資額の3分の1以下である場合における自己運用行為（定義府令16条1項13号）。

- ⑰ 金融商品取引業者（資本金等5,000万円以上の第二種金融商品取引業を行う法人に限る）が信託受益権・集団投資スキーム持分に係る募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、当該金銭について分別管理をしているもの（定義府令16条1項14号）。
- ⑱ 外国口座管理機関が行う社債等の振替（定義府令16条1項14号）。

（2）集団投資スキームに係る業務

① プロ向けファンド業務の範囲

金商法では、集団投資スキームの業規制における柔軟化を図る観点から、いわゆるプロ向けファンド業務（「適格機関投資家等特例業務」）については、「特例業務届出者」としての届出制とされております（同法63条1項～3項）。

届出制の対象となるプロ向けファンドの範囲として、出資者に適格機関投資家が1名以上いることに加えて、「適格機関投資家以外の者」が49名以下であるとされております（金商法63条1項1号、金商法施行令17条の12第1項・2項）。なお、適格機関投資家は必ず1名以上いなければならないと解されております。また、49名以下の人数については、取得勧誘の相手方の数ではなく、取得勧誘に応じることにより有価証券を所有することとなる人数であると解されております（金商法2条3項3号参照）。

② ファンド・オブ・ファンズ（FOF）の取扱い

金商法では、ファンド・オブ・ファンズ（FOF）の子ファンドについて、その親ファンド（子ファンドに出資している集団投資スキーム）が、一般投資家（適格機関投資家以外の者）がその資産対応証券を取得している特定目的会社および一般投資家が匿名組合員となっている匿名組合の営業者である場合には、「適格機関投資家等」に含めず、届出制を許容しておりません（同法63条1項1号イ・ロ）。

今回の府令では、一般投資家が投資している特定目的会社や民法組合等が親ファンドである子ファンドについて届出制を許容しない一方、①親ファンドが投資事業有限責任組合（LPS）または有限責任事業組合（LLP）である場合、または②親ファンド・子ファンドの運営者が同一である場合（匿名組合を除く）であって、親ファンドと子ファンドの出資者を合わせて適格機関投資家および49名以下の一般投資家であれば、親ファンドの出資者に一般投資家がいる場合であっても、子ファンド運営者について、登録義務を適用除外し、届出制を許容しております（金商法63条1項1号ハ、金商法等府令235条）。

（3）その他金融商品取引業の取扱い

外国証券業者が行う有価証券関連業に関する特例として、勧誘をすることなく、国内の顧客の注文を受け、または有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の代理・媒介により、国内の顧客を相手方として有価証券の売買および外国市場デリバティブ取引を行う場合には、金融商品取引業の登録は不要とされております（金商法58条の2ただし書、同法施行令17条の3第2号）。一方、有価証券関連店頭デリバティブ取引については、顧客が金融商品取引業者等、適格機関投資家や資本金10億円以上の株式会社等である場合に限り、登録が不要とされております。

一方、金融商品取引業に追加される行為として、①商品ファンド（信託型）の信託の受益権の自己募集（金商法2条8項7号ト、同法施行令1条の9の2）、および②投資信託・外国投資信託の受益証券を自己募集する場合における転売を目的としない買取り（金商法2条8項18号、同法施行令1条の12）が定められております。

（4）金融商品取引業の登録に係る経過措置

金商法の施行日の際に金商法により新たに規制対象とされている有価証券（「新有価証券」）につき金融商品取引業を行っている者の登録に係る六月間の経過措置が設けられているが（改正法附則17条）、これに加えて、施行日の際に、①新有価証券につき金融商品取引業を行っている者の変更登録、②金商法により新たに規制対象となるデリバティブ取引につき金融商品取引業として行っている者（みなし登録業者を除く。）の登録、③証取法の規制対象とされている有価証券（「旧有価証券」）につき自

己募集行為および自己運用行為を行っている者（みなし登録業者を除く。）の登録に係る 6 月間の経過措置が設けられております（改正法附則 219 条 1 項、整備政令 12 条～14 条）。

（５）登録拒否要件のうちの人的構成要件の審査基準

金融商品取引業の参入規制として、不適切な資質の役員・使用人を持つ者等の参入を拒むことができるようにする観点から、登録拒否要件の一つである人的構成要件（金商法 29 条の 4 第 1 項 1 号二）の審査基準を設けております（金商業等府令 13 条）。

4. 金融商品取引業者の業務範囲の拡大

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業または投資運用業を行う者）の業務の自由度を高める観点から、届出業務を拡大しております。

第一に、商品等デリバティブ取引（金商法 35 条 2 項 2 号）について、現物決済取引も可能としております（金商業等府令 67 条 1 号）。

第二に、信託兼営金融機関が行う遺言執行および遺産整理に係る契約締結の媒介を追加しております（金商法 35 条 2 項 7 号、金商業等府令 68 条 12 号）。

第三に、①排出権の現物取引やその媒介・取次ぎ・代理、および②排出権のデリバティブ取引やその媒介・取次ぎ・代理を追加しております（金商業等府令 68 条 16 号・17 号）。なお、③排出権に関するコンサルティング業務は、金融商品取引業者の付随業務に含まれるものと解されております（金商法 35 条 1 項柱書）。

第四に、有価証券・デリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、他人のため金銭等の財産の運用を行う業務を追加しております（金商業等府令 68 条 19 号）。金商法 35 条 2 項 6 号の届出業務があくまでも「運用財産」（同条 1 項 15 号、42 条 1 項）の運用業務であるのに対し、当該業務は「運用財産」に限定されないことから、有価証券・デリバティブ取引以外の資産に主として投資運用すること（たとえば、主として金銭債権に投資運用するファンド運用等）が可能となっております。

第五に、以上のほか、不動産の管理業務（金商業等府令 68 条 14 号）、投資法人・特別目的会社から委託を受けてその機関運営事務を行う業務（同条 18 号）、債務保証・債務引受けとその媒介等（同条 20 号）、顧客に対する他の事業者のあっせん・紹介業務（同条 21 号）および他の事業者の業務に関する広告・宣伝を行う業務（同条 22 号）を、届出業務に追加しております。

5. 投資性の強い預金等の範囲

金商法制では、同じ経済的性質を有する金融商品・取引には同じ販売・勧誘ルールを適用するという基本的考え方の下、投資性の強い預金・保険・信託等については、金商法の行為規制が準用され、横断的な投資者保護法制が構築されております（銀行法 13 条の 4、同法施行規則 14 条の 11 の 4、保険業法 300 条の 2、同法施行規則 234 条の 2、信託業法 24 条の 2、同法施行規則 30 条の 2）。

対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化



6. 金融商品取引業者等の行為規制

(1) 広告等規制

① 広告類似行為

金商法では、利用者保護ルールの徹底を図る観点から、同じ経済的性質を有する金融商品・取引には、その行為規制（販売・勧誘ルール）を業態を問わず横断的に適用しております。

今回の政令・府令では、まず、広告等規制（**金商法 37 条**）について、対象となる広告類似行為の具体的な範囲として、郵便、信書便、ファクシミリ、電子メールまたはビラ・パンフレット配布等の「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」と規定している（**金商業等府令 72 条**）³。

「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」である限り、たとえば販売用資料等も広告等規制の対象となります。

② 表示事項

広告等の表示事項については、手数料等、元本損失または元本超過損が生ずるおそれがある旨、その原因となる指標およびその理由、重要事項について顧客の不利益となる事実、金融商品取引業協会

³ 広告類似行為の範囲から、①法令等に基づき作成された書類（例えば目論見書や運用報告書等）を配布する方法、②アナリスト・レポート（個別の企業の分析・評価に関する資料で契約締結の勧誘に使用しないもの）を除外しています（金商業等府令 72 条 1 号・2 号）。

に加入している場合にはその名称等を定めております（**金商法施行令 16 条、金商業等府令 76 条**）⁴

③表示方法

広告等の表示方法についても、明瞭かつ正確な表示を義務づけるとともに、特にリスク情報については、広告のスペースは千差万別であること等を勘案して（契約締結前交付書面とは異なり）特定の大きさ以上の文字・数字による表示までは義務づけないものの、もっとも大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで表示することを義務づけております（**金商業等府令 73 条**）。

④誇大広告

いわゆる誇大広告（「著しく事実に相違する表示」または「著しく人を誤認させるような表示」）をしてはならない事項として、契約解除、損失負担・利益保証、違約金等、業者の資力・信用・実績や手数料等に関する事項を規定しております（**金商業等府令 78 条**）。

次号では、「契約締結前交付書面の交付義務」等について、解説いたします。

⁴ テレビ・ラジオCM等の放送媒体による広告については、その特性から、紙媒体の広告において表示すべき事項のすべてを視聴者等にわかりやすく表示することが実際上は困難であること等を勘案して、「元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨」および「契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨」を表示事項としております（金商法施行令 16 条 2 項、金商業等府令 77 条 2 項）。有線テレビ・ラジオ放送、インターネットにおけるテレビ放送等と同内容のものの動画や屋外広告等についても、同様です（同府令 77 条 1 項）。なお、広告等規制の対象である広告類似行為のうち、例えばメモ帳、ボールペンや貯金箱等のいわゆるノベルティ・グッズについても概ね同様です（同府令 72 条 3 号）。

金融コングロマリット監督指針の一部改正の公表について

金融庁は、平成 19 年 7 月 31 日、「金融コングロマリット監督指針」について、所要の改正を行い、金融商品取引法の施行日（本年 9 月 30 日）からこれを適用することとしましたので、その概要について説明いたします。

1. 改正の経緯

金融商品取引法（以下、「新法」という。）の施行に伴い、同法の立脚する考え方に基づいて、金融コングロマリットの定義に一部改正を行ったほか、所要の字句の修正を行いました。

2. 改正の内容

これまでの「金融コングロマリット」の定義は、①銀行業を営む者、②保険業を行う者及び③証券業等を営む者のうち、いずれか二以上の者を含む企業集団としていました。さらに、このうち、③証券業等を営む者については、証券業、投資信託委託業又は投資顧問業を営む者としていました。今般の新法施行に伴い、「証券業等を営む者」を構成する業種の定義に変更が生じたことから、これに合わせて、金融コングロマリットの定義についても以下のような改正を行うこととしました。

まず、従来の証券業を営む者については、これを「第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業を行う者」として定義しました。また、新法において、従来の投資信託委託業者及び投資顧問業者のうち投資一任契約に係る業務を行う者に加えて、ファンド運用業者が新たに金融庁の監督対象となることと平仄を合わせ、これらを「投資運用業者」として定義しました。なお、従来の投資助言業者については、新法においては「投資助言・代理業」として定義され、投資一任契約に係る業務を行う者とは区別されますが、改正前の定義における金融コングロマリットを構成していた投資助言業者の殆どが、投資信託委託業等を兼営していたこと等から、今回の改正では、金融コングロマリットの定義から除外しています。

新法施行後は、前二者から成る一群と、銀行業を営む者、保険業を行う者のうち、いずれか二以上の者を含む企業集団が、金融コングロマリットとして定義されることとなります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融コングロマリット監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について」](#)（平成 19 年 7 月 31 日）にアクセスしてください。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針について

監督指針は、金融庁・各財務局等の監督当局の対応の統一性の確保、行政対応の透明性や業者の予見可能性の向上等を目的として策定・公表しているものです。本年 9 月 30 日から横断的な利用者保護ルール of 徹底と金融イノベーションの促進を目的とした金融商品取引法制が施行されますが、これに伴い、金融庁では、従来の法体系の下で業態ごとに策定していた監督指針や事務ガイドラインの内容を体系的に整理し、また、同法で新たに規定された業規制、行為規制等に基づき、金融商品取引業者等に対する横断的かつ包括的な監督の考え方、着眼点、および監督手法を整備しました。本監督指針は平成 19 年 4 月よりパブリックコメントの手続きに付し、7 月 31 日に決定・公表いたしました。概要は以下のとおりです。

1. 監督指針の整理・統合

現在、監督当局は、証券会社、登録金融機関、金融先物取引業者、投資信託委託業者、および投資顧問業者等に対し、各業法と、基本的にはそれぞれ「証券会社向けの総合的な監督指針」「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」、および「事務ガイドライン（投資信託委託業者及び投資法人等並びに

証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について)」に基づく行政対応を行っています。金融商品取引法が施行されると、これらの業者は「金融商品取引業者等」として整理され、原則として統一的な業規制、行為規制の対象となります。それに伴い、監督指針についても体系的に整理することとしました。

まず、これら業者に対する監督上の着眼点・監督手法等を「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「新監督指針」という）に整理・統合し、また、ファンドの取扱業者など同法で新たに監督対象となる業者、信託受益権販売業者や商品ファンド業者など、現在は別の業法・監督指針に基づき監督されている業者についての着眼点等も盛り込むことで、横断的かつ包括的な指針にまとめることとしました。

2. 基本的考え方

我が国経済が持続的に発展するためには、間接金融に偏重しているわが国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトする、いわゆる「貯蓄から投資へ」の動きを加速することが重要な課題です。これは、主に以下の四つの効果を通じ、わが国金融システムの安定と内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、および経済発展に資すると考えられます。

- ① 多数の市場参加者がその能力に応じてリスクを広く負担する構造へと変化することにより、強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムを実現すること（間接金融にリスクが集中することによって生じる金融システムの脆弱性の回避）
- ② リスクマネーの円滑な供給を実現し、企業のイノベーションを促進すること
- ③ 貯蓄金融から投資金融への資金のシフトによる、経営者を監視する厚みのある市場の実現により、資本の効率性を高め、わが国企業の収益性の向上を図ること
- ④ 少子高齢化社会において、投資者に多様な運用手段を提供することで、多彩で豊かな社会を実現すること

こうした流れを実現するためには、仲介者たる金融商品取引業者等が国民からの信頼を得ることに加え、金融行政として、適切な制度設計とあわせて、金融商品取引業者等が投資者保護や適切なリスク管理などを意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けていくことが必要です。

3. 監督に係る事務処理上の留意点

（１）事務年度当初の監督方針とヒアリング

事務年度の当初に、その年度の監督上の重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表することとします。また、決算ヒアリングや総合的なヒアリングなどの定期的なヒアリング、および随時のヒアリングを実施することとします。

（２）ファンドへのモニタリング調査を実施

現在証券会社等に行っている自己資本規制比率関連情報のモニタリング調査を引き続き行うことに加え、投資運用業を行う者に対し、①ファンド名、②ファンドの類型、③運用財産総額の三点について同様の調査を実施します。本調査は、届出業者となる運用業者に対しても行います。（その旨は「IX 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務）」に記載しています）。

こうしたモニタリング調査の目的は、わが国において運用されているファンドの実態把握を行うことです。ファンド運用業を行う者のなかには、金融イノベーションの促進や世界的な監督の趨勢といった観点から必ずしも直接的かつ厳格な監督の対象としてなじまないものもあると考えられますが、一方で、こうした業者も含めて、わが国で運用されているファンドの大まかな類型と運用規模を把握し、場合によってはこれによって集めたデータをきっかけとして対話の促進につなげていくことは、監督行政上有意義なことであると考えています。

（３）無登録業者に対する警告

近年、無登録証券業者による未公開株の勧誘により投資者に被害が発生する事例が多発しています。投資者からの苦情や捜査当局からの照会等によりこれら無登録業者等の実態が把握された場合には、当該業者に文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等とも連携を図り、必要な対応

を行います。

（４）行政処分を行う際の留意点

金融商品取引業者等の不適切な行為に対し業務改善命令、業務停止命令、登録・認可の取消し等の行政処分を検討する際、①当該行為の重大性・悪質性、②当該行為の背景となった経営管理態勢および業務運営態勢の適切性、③軽減事由を勘案して、

- 改善を金融商品取引業者等の自主性に委ねることが適当か
- 一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか
- 業務を継続させることが適当か

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定します。

4. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）

（１）広告規制についての着眼点を明示

「経営管理態勢」「法令等遵守態勢」については、従来証券会社等に求めてきた適切な態勢整備に関する着眼点を盛り込んでいます。

「勧誘・説明態勢」については、特にこれまで証券取引法では規定のなかった広告規制について詳細に着眼点を示しています。まず広告の範囲としては、勧誘資料やインターネットのホームページ、郵便、信書便、ファクシミリ、電子メール、ビラ、パンフレット等のさまざまなものが該当することを確認的に示しています。

その上で、広告内容等に関し、①重要事項（手数料、元本欠損のおそれ、元本超過損のおそれ）を適切に明示しているか、②元本欠損のおそれまたは元本超過損のおそれは広告上の文字・数字のなかで最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するなど、明瞭かつ正確な表示が行われているか、③断定的判断による投資意欲の不当な刺激や、利回り・損失保証と誤解させる表示など、誇大広告を不当に行っていないか、④適正な広告等審査体制が構築されているか、といった点について留意することとしています。

「本人確認、疑わしい取引の届出義務」については、望ましい態勢整備に関する事項を詳細に規定しています。

（２）役職員の適格性に関する着眼点を明記

金融商品取引業者の役職員の適格性（いわゆる「フィット・アンド・プロパー原則」）については、まず金融商品取引法において「金融商品取引業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない」という登録拒否要件があり、その審査基準として、内閣府令において「①業務に関する十分な知識・経験を有する役員・使用人の確保の状況及び組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること、又は②役員・使用人のうちに、経歴、暴力団または暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること」という事項が規定されています。これらは、投資助言・代理業を除く金融商品取引業者に適用されます。

こうした規定を受け、新監督指針では、監督実務上どういった着眼点・手法で臨むべきかを明記しています。

まず金融商品取引業者の役職員について、経営管理やコンプライアンス等について十分な知識経験を有しているかといった点に着目するとともに、役職員が暴力団員でないこと（過去に暴力団員であった場合を含む）、暴力団と密接な関係を有していないこと、金融商品取引法等の金融関連法令に違反し、罰金の刑に処せられたことがないこと、禁固以上の刑に処せられたことがないこと（とくに詐欺罪等に問われたことがないか）について留意する旨規定しています。

監督当局としては、これらの着眼点を金融商品取引業者の登録時点において確認することはもとより、すでに登録し業務を行っている業者であっても、事後的にこうした事実が発生または発覚していないかを確認し、必要に応じて行政対応を行うこととしています。

5. 業態別評価項目と諸手続

(1) 第一種金融商品取引業

「財務の健全性等」では、自己資本規制比率に関する留意点を記載しています。

「業務の適切性」では、有価証券関連業と店頭デリバティブ取引業について別々に記載しています。基本的には、有価証券関連業については証券会社向けの監督指針に記載されていた事項、店頭デリバティブ取引業については、金融先物取引業者向けの監督指針に記載されていた事項に、最近の監督上問題となった新たな着眼点を若干追加しています。

「市場仲介機能等の適切な発揮」では、昨年監督局において開催した「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」での議論、その「論点整理」、および論点整理をふまえた日本証券業協会等の自主規制機関における取組みに基づき、①市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上、②発行体に対するチェック機能の発揮、③投資者に対するチェック機能の発揮、④市場プレーヤーとしての自己規律の維持、といった四つのテーマごとに監督上の着眼点を整理しています。

(2) 第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業については、特に金融商品取引法で包括的に定義されている集団投資スキーム（ファンド）の権利の販売・勧誘または募集もしくは私募を行う者について規定を設けています。これらの者の中には、同法施行以前には当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価がきわめて困難なファンドを取り扱う者があると考えられます。

そうしたことを踏まえ、金融商品取引業者がこれら権利を取り扱う際には、組合契約等の概要や、当該ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、出資者に対して十分になされているかについて留意することとしています。

特に、業務の実態がマルチ商法のようなものである場合やいわゆる「ねずみ講」（無限連鎖講）に該当する場合等には、警察庁等関係機関と連携を図り、必要な対応を行うこととしています。

(3) 投資運用業

投資運用業については、投資一任業、投資信託委託業およびファンド運用業に係る留意事項を記載しています。それぞれ、業務執行体制には運用財産の運用・管理について、勧誘・説明態勢には誇大広告の禁止について、「共通編」に追加すべき留意点を記載しています。

また、不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項として、不動産の取得および売却の際のデューディリジェンス態勢と、利益相反防止態勢という大きな二つのテーマについての評価項目を記載しています。不動産関連ファンド運用業者には、匿名組合やREITなどさまざまな形態のものが含まれますが、不動産という特定の財に投資する際の、共通の留意事項を示したものです。

(4) 投資助言・代理業

投資助言・代理業については、追加的な誇大広告に関する規定等を記載しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）』に対するパブリックコメントの結果等について」（平成19年7月31日）](#)にアクセスして下さい。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

今号の「金融ここが聞きたい！」では、8月27日に就任されました 渡辺 喜美 内閣府特命担当大臣（金融）、国・地方行政改革担当、公務員制度改革担当）の大臣就任記者会見から金融関係の部分を選抜し、ご紹介します。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見等」](#)のコーナーにアクセスしてください。

【就任記者会見冒頭：渡辺新大臣発言】

この度、金融担当、並びに行政改革・公務員制度改革担当を仰せつかりました渡辺喜美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総理からこの担当を命じられましたこと、行政改革担当というのはだいたい想像はついていたのでございますが、金融担当というのは全く予期しておりませんでした。適材適所という観点から選んだということかと思います。もとより財務金融畑が長かったわけございまして、行革担当になる以前、8ヶ月ほど前でございますが、金融担当の副大臣をやっておりました。そうしたことからご指名があったものと思います。8ヶ月も遠ざかっておりますと、勘が戻って参りませんが、しばらくすれば勘が戻ってくるのではなかろうかと思っております。行政改革のほうは、引き続きの任務でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

Q： 主要行の収益力強化の問題ですとか、地域金融機関に関しても健全化というものが、若干遅れているということがあると思うのですけれども、金融の現状についてどのように思われていますか。

A： 分野によって違うのだろーと思います。保険の方は、いち早くビックバンに巻き込まれた業種であろうかと思っております。そうしたビックバン先行組が、不払い問題等の問題に真っ先に歪みが出てきたといえますか、ビックバンの対応を焦ってですね、商品の乱開発等が起こってしまったんだろーと思います。そうしたことを監督の立場から冷静に見てきて、今日に至っているわけでありまして。一方、銀行の方は、メガバンクの方は不良債権にはめどがついたものの、なかなか欧米などのような収益力の水準にはまだ追いついていないというところではないでしょうか。従って、そういったまだ病み上がりで、かなり健康体にはなってきましたけれども、まだ、欧米の大手行のように積極果敢にリスクを取れる状況ではなかった。逆にそういうことがですね、今日のサブプライム問題においては、安全天国といえますか、そういった所にいた結果、健全性の問題にまで発展することがなく、今あるのではなかろうかと思っております。いずれにしても、この問題は、きちんと注意しながら見ていく必要があるわけございまして、そういった注意を怠らずに考えていきたいと思っております。

Q： 今年6月の骨太の方針で、金融市場を強化することが明記されて、年末までに課題として残っていますけれども、いろんな切り口があると思うのですが、大臣としてはどの辺りに優先順位をつけて取り組んでいくお考えですか。

A： やはりですね、日本が世界の成長とドッキングをしていく必要があろうかと思います。就中、アジアゲートウェイ構想において、アジアの成長と日本の成長をドッキングさせようという試みが行われているわけですから、そういった観点から、日本の金融資本市場が競争力の高い、かつお金を呼び込むことにおいて引けを取らない、そういった市場でなければならないと考えております。具体的な方策については、勘が戻りましてから、またお話をさせていただきたいと思います。

Q： 先程の質問で、地域金融機関に関する御認識を伺えなかったのですが、一部には、まだまだオーバーバンキングというような見方もありますし、地域金融機関の現状について、大臣の地元である足利銀行の受け皿選定作業については大詰めに来ていると思うのですが、その点について金融担当大臣ということでのやりにくさというのがあるか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

A： オーバーバンキングであるか否かについては、いろんな御意見があろうかと思います。それぞれの地域金融機関において、相当真剣な取組みが行われているのではないかと、私の方は認識をしています。是非、将来といっても、もう既に相当の競争激化の兆候がある訳ですから、そういったことを睨んだ体制づくり、方針を打ち出していきたいと思います。また、足利銀行の受け皿問題については、御案内のように、今、第二段階の最終局面に来了います。ここにおいて、候補の絞込みが行われるわけでありまして、この絞込みを行った上で、第三段階に参ります。大体、スケジュール的には、今月というわけにはいかないでしょうから、秋口には、第三段階に移行できるのではないかと思います。その上で、最終的な受け皿の決定を行う訳でございますが、今の段階でいつ頃というのは、なかなか言えない、そういう状況であります。いずれにしても、これは、栃木県を中心とした地域において、長続きのする金融仲介機能の発揮をしていただくことなどの観点から、絞込みを行っていきたいと考えております。また、私の地元であるが故に、私が今までの路線と違ったことをやるのではないか、という御懸念をお持ちの方がいらっしゃるとすれば、その点は全く心配には及びません。これは、与謝野金融大臣の時にスタートいたしまして、山本大臣に引き継がれ、今日に至っているわけですから、そうした議論の積み重ねは、きちんと私の方でも守ってまいりたいと考えております。安倍総理からも、この問題については厳正にやっていくように、との指示をいただいておりますので、そういう方向でやらせていただきたいと思います。

Q： 金融商品取引法では、ファンドが監督規制の対象になります。あわせて、サブプライムの問題でもファンドの動きについて様々な議論があります。ファンド一般の問題について、大臣のお考えをお聞かせ下さい。

A： サブプライムの話は、ご案内のように、どこにリスクがあるのかちょっとわからなくなっ
てしまっているというところに、非常に厄介な問題があろうかと思えます。実はこの問題は、
2年以上前でしょうか、ニューヨーク連銀がCDS等について、その決済が、かなり時間が
かかりすぎているのではないかという警告を発したことがあったかと記憶しております。従
って、そういう観点から、この問題はかなり注意をして見ていく必要があろうかと思えます。
ファンドの中でも、そういったCDOやCDSがらみのものがあるわけですから、
そういったことは、きちんと大変なことにならないようにウォッチをしていく必要があろう
かと思っております。

ついでながら、格付機関について、今までは、言論の自由という観点から事実上、野放し
になっていた。しかし、この問題が起こりまして、やはり格付機関の方についても、何らか
のウォッチ体制は必要ではないかという海外の動きがございますので、こういったことは、
我が国としても参考にしていこうところが多いのではないかと思います。

【平成19年8月27日（月）就任記者会見】

【お知らせ】

○ 「金融検査指摘事例集」等の公表について

金融庁では、平成 19 年 7 月 5 日に、「金融検査指摘事例集（平成 18 検査事務年度）」及び「意見申出事例集（平成 18 検査事務年度までの申出事例）」を[公表](#)しました。

1. 金融検査指摘事例集

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点などから 17 年から作成しており、今年で 3 回目の公表となります。

本事例集は、平成 18 検査事務年度（平成 18 年 7 月～19 年 6 月）に実施した検査での評価・指摘事例を中心に、平成 17 検査事務年度に実施した検査での事例も一部交え作成しています。

預金等受入金融機関の検査における評価事例については、平成 19 年 4 月から金融検査評価制度の本格施行が主要行より開始されたことを踏まえ、評価制度の透明性をより一層高めるため、昨年度より公表している C 評価事例に加え B 評価事例も併せて紹介しています。

また、指摘事例については、平成 19 年 4 月より、改訂金融検査マニュアルが施行されたことを踏まえ、同マニュアルの理解の一助に資するため、旧マニュアルに基づく検査における指摘事例も含めて、可能な限り改訂金融検査マニュアルの構成に沿って指摘事例を再整理しています。

さらに、指摘事例の掲載数についても、大幅に増加させ 280 事例（預金等受入金融機関 210 事例、保険会社 70 事例）を紹介しており、一層の充実を図っています（昨年度の事例集は 214 事例）。

平成 16 検査事務年度版については、[平成 17 年 7 月 27 日](#)、平成 17 検査事務年度版については、[平成 18 年 7 月 5 日](#)の報道発表資料をご覧ください。

2. 意見申出事例集

意見申出事例集は、平成 12 年 1 月の意見申出制度の導入以降の意見申出事案から 12 事例についてその概要を紹介する意見申出事例集を平成 17 年 7 月に作成し、昨年度は 4 事例について追加し改訂したところですが、本年度は最近の検査における意見申出事案から 2 事例（事例 11、事例 17）について紹介事例を追加し、改訂しました。

（参 考）追加した 2 事例（全 18 事例）

事例 11 債務者区分：土地開発公社の経営改善計画の妥当性について

事例 17 会計処理：売却方針とした有価証券の保有目的区分について

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[『「金融検査指摘事例集」等の公表について』（平成 19 年 7 月 5 日）](#)にアクセスしてください。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。

当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けていますが、このたび、さらなる情報提供を呼びかけるため、ポスターを一新しました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ホームページをご覧ください。



(一般からの情報提供
を求めるポスター)

○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のホームページの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、今般、政府広報番組「ドゥ！JAPAN」（日経CNBC：4月19日21時～21時30分放送）により株券の電子化の概要や留意点について広報を行いました。なお、この政府広報番組については、**政府インターネットテレビ（金融庁のホームページからもアクセスできます。）**にも掲載されており、約半年間ご覧頂ける予定です。

● アクセス方法は、次のとおりです。

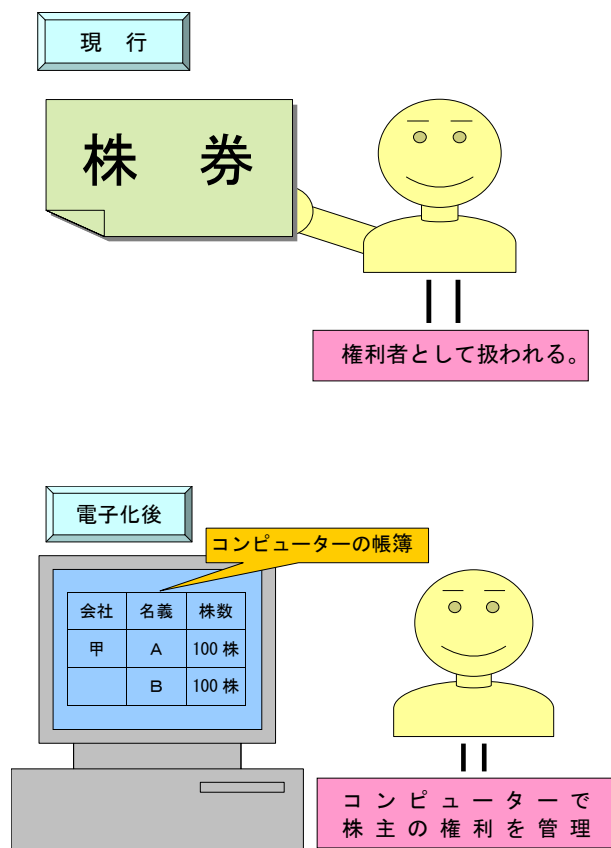
※ URLは、http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/dojpn_20070419.html です。ぜひ、一度ご覧下さい。

- ・金融庁ホームページからは、HPの右上の「株券電子化」のバナーをクリックすると、「株券電子化について」のページにアクセスしますので、同ページの「政府広報オンライン・テレビ番組「ドゥ！JAPAN（手続きはお早めに！株券の電子化）」をクリックして下さい。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします

1. 概要

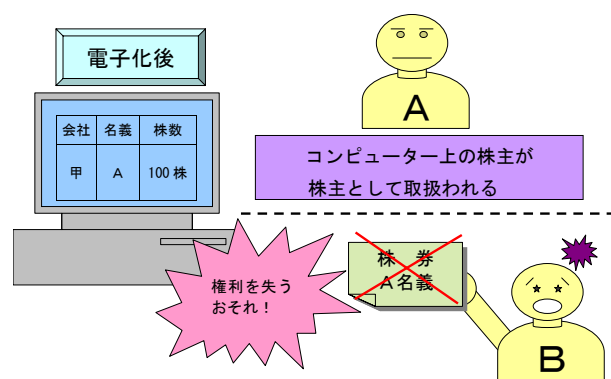
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



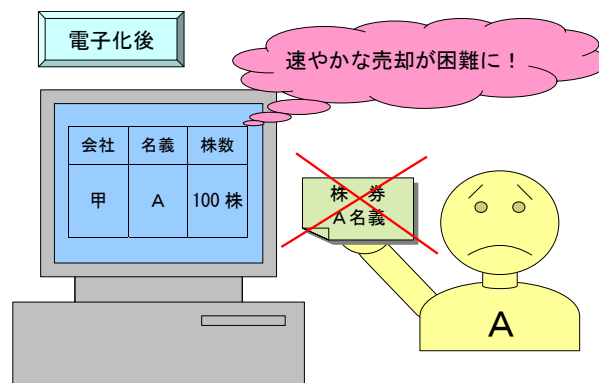
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ホームページにも掲載しています。金融庁ホームページのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【7月の主な報道発表等】

- | | | |
|--------|--|---|
| 2日(月) | アクセス | ・ 特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準の公表について |
| 3日(火) | アクセス
アクセス | ・ 「平成19年度金融庁政策評価実施計画」の策定等について
・ 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について |
| 5日(木) | アクセス
アクセス | ・ 「金融検査指摘事例集」等の公表について
・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正について |
| 6日(金) | アクセス
アクセス
アクセス | ・ 株式会社鳥取銀行に対する行政処分について（中国財務局長処分）
・ 投資信託委託業者の認可について（大和ハウス・リート・マネジメント株式会社）
・ 「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について |
| 9日(月) | アクセス

アクセス
アクセス

アクセス

アクセス | ・ 国際監査基準等の設定活動を監視する「公益監視委員会(PIOB)」の新メンバーの選出について
・ 投資一任契約に係る業務の認可について（21世紀アセットマネジメント株式会社）
・ 投資一任契約に係る業務の認可について（プリンシパル・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社）
・ 投資一任契約に係る業務の認可について（株式会社プラチナムグローブアセットマネジメントジャパン）
・ 「金融持株会社に係る検査マニュアル」の改訂(案)に対するパブリック・コメントの結果等について
・ 証券取引所持株会社の認可について（株式会社東京証券取引所グループ） |
| 11日(水) | アクセス
アクセス | ・ 「アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究」報告書の公表について
・ ピクテ投信投資顧問株式会社に対する行政処分について |
| 12日(木) | アクセス
アクセス | ・ 投資信託委託業者の認可について（リクソー投信株式会社）
・ 地域密着型金融(平成15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで)の進捗状況について |
| 13日(金) | アクセス

アクセス

アクセス

アクセス
アクセス | ・ 「信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件(案)」等の公表について（パブリックコメント）
・ 「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令(案)」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果について
・ ネクストウェア株式会社の有価証券報告書等に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
・ 株式会社倉元製作所の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
・ 「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」の英語版の公表について |
| 17日(火) | アクセス | ・ 「多重債務者相談マニュアル」(案)に対するパブリックコメントの結果等について |
| 18日(水) | アクセス | ・ 監査法人に対する業務改善指示について（東陽監査法人） |

- 24 日 (火) [アクセス](#) ・ 「行政処分事例集」の更新について
- 27 日 (金) [アクセス](#) ・ バーゼルⅡ 第1の柱に関する告示等の一部改正(案)の公表について (パブリックコメント)
- 31 日 (火) [アクセス](#) ・ 「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について
- [アクセス](#) ・ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
- [アクセス](#) ・ 金融商品取引法制に関する告示案に対するパブリックコメントの結果について
- [アクセス](#) ・ 金融コングロマリット監督指針の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果について
- [アクセス](#) ・ 「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について
- [アクセス](#) ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について
- [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
- [アクセス](#) ・ 生命保険業の免許について (第一フロンティア生命保険株式会社)
- [アクセス](#) ・ バンクAIG証券会社東京支店に対する行政処分について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、金融庁ホームページの「報道発表資料」からアクセスすることが出来ます。